

総 務 部

令和4年（2022年）8月25日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の 条例の骨子	1～53
2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の骨子 ..	54～60
3 函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例の骨子	61～64

1 函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の骨子

(1) 条例改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置を講ずることとするため

(2) 条例改正の内容

ア 第1条関係 函館市職員の定年等に関する条例の一部改正

(ア) 現行条例の職員の定年制度に加え、管理監督職勤務上限年齢制（「役職定年制」という。）および定年前再任用短時間勤務制を加えることとするため、目次および章名を付す。（目次、章名）

(イ) 条例を制定する趣旨について、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法（「新地公法」という。）の規定により条例で定めることとされている条項を規定する。

a 新地公法第22条の4第1項および第2項ならびに第22条の5第1項は、定年前再任用短時間勤務制に係る条項

b 新地公法第28条の2は、役職定年制に係る条項

c 新地公法第28条の6第1項から第3項までは、定年制度に係る条項

d 新地公法第28条の7は、勤務延長（定年による退職の特例）に係る条項（第1条）

(ウ) 職員の原則的な定年を年齢65年とする。また、保健福祉部に所属する医師および歯科医師については、職務と責任の特殊性、欠員の補充の困難性から、定年を年齢70年とする特例定年を設ける。（第3条）

(エ) 所要の既定の整備を行う。（第4条）

(オ) 役職定年制の対象とする管理職を一般職の職員の給与に関する条例、函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例また

は函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて管理職手当を支給される職員の職とする。ただし、保健福祉部および病院局の医師または歯科医師の管理職は、職務と責任の特殊性、欠員の補充の困難性から、役職定年制の適用除外とする。（第6条）

(カ) 役職定年の年齢は、年齢60年とする。（第7条）

(キ) 任命権者が役職定年による降任を行うに当たっての遵守すべき基準を定める。基準は、地方公務員法第13条の平等取扱いの原則、第15条の任用の根本基準、第23条の3の人事評価に基づく措置、第27条第1項の分限の公正および第56条の職員団体の構成員であることの不利益取扱いの禁止に定めるもののほか、次の基準を遵守しなければならないこととする。

a 当該職員の人事評価の結果または勤務の状況および職務経験等に基づき、標準職務遂行能力および適性を有すると認められる職に降任すること。

b 人事の計画その他の事情を考慮した上で、できる限り上位の職位の職に降任すること。

c 当該職員を降任するときの職位は、やむを得ないと認められる場合を除き、当該職員よりも役職定年前に上位の職位にあった職員が降任するときの職位と比べ、同じ職位か、または下位の職位とすること。（第8条）

(ク) 定年前再任用短時間勤務職員の任用について定める。

a 任命権者は、年齢60年に達した日以後、定年退職日前に退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により短時間勤務の職に採用することができる。

b 任期は、定年退職日相当日（退職しなかった場合のその者の定年退職日）までであり、当該日を経過した者は、採用することはできない。（第9条）

(ケ) 任命権者は、市が加入する地方公共団体の組合（函館湾流域下水道事務組合など）の年齢60年に達した日以後、定年退職日前

に退職した者について、第 9 条と同様に、短時間勤務の職に採用することができる。（第 10 条）

(コ) この条例の実施に関し必要な事項は、規則に委任する規定を定める。（第 11 条）

(サ) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 4 月 1 日まで、2 年に 1 年ずつ段階的に定年の年齢を引き上げる。

a 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 61 年

b 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 62 年

c 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 63 年

d 令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 64 年

e 令和 13 年 4 月 1 日から 65 年（附則第 4 項）

(シ) 改正前の条例第 3 条ただし書に規定する職員で、改正後の条例第 3 条第 1 項の規定を適用する職員（病院局の医師または歯科医師）の定年については、既に定年が 65 年となっていることから、附則第 4 項の段階的な定年の年齢の引上げを適用せず、定年の年齢を 65 年として維持する。（附則第 5 項）

(ス) 改正前の条例第 3 条ただし書に規定する職員で、改正後の条例第 3 条第 2 項に規定する職員（保健福祉部に所属する医師および歯科医師）については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 4 月 1 日まで、2 年に 1 年ずつ段階的に定年の年齢を引き上げる。

a 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 66 年

b 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 67 年

c 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 68 年

d 令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 69 年

e 令和 13 年 4 月 1 日から 70 年（附則第 6 項）

(セ) 任命権者は、当分の間、職員が年齢 60 年に達する年度の前年度（59 歳となる年度）中に、当該職員に対し年齢 61 年に達する年度から適用される任用および給与に関する内容その他の必要な情報を提供し、勤務の意思の確認を行うよう努めるものとする。

（附則第 7 項）

(ウ) 勤務延長された職員の経過措置を設ける。

- a 改正前の条例の規定により勤務延長された職員については、改正後の条例の施行後に、任命権者が改正後の条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、勤務延長の期限を延長することができる。ただし、改正前の条例による当該職員の定年退職日の翌日から起算して3年を超えることはできない。
- b 定年引上げ年度の前年度までに一旦引上げ前の定年に達している者が勤務延長後に定年が引き上げられた職に転任等を行うことはできない。
- c aに係る勤務延長に関し、改正後の条例第4条第3項から第5項までの規定を準用し、職員の同意を得ること、勤務延長期限の繰上げ、勤務延長に係る必要な手続きについては、市長に委任する。（改正条例附則第2条）

(ク) 暫定再任用職員（フルタイム勤務）の任用について経過措置を設ける。

- a 任命権者は、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者について、改正前の条例による定年に達している者を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、暫定再任用職員（フルタイム勤務）として採用することができる。
- b 任命権者は、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者について、改正後の条例による定年に達している者を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、暫定再任用職員（フルタイム勤務）として採用することができる。
- c aまたはbの任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- d 暫定再任用職員（フルタイム勤務）の任期の更新は、任期における勤務実績が人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- e 任命権者は、暫定再任用職員（フルタイム勤務）の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得ておくものとする。（改正条例附則第3条）
- (チ) 任命権者は、市が加入する地方公共団体の組合における定年に達している者を暫定再任用職員（フルタイム勤務）として採用することができるものとする。その他は、改正条例附則第3条と同様の内容となる。（改正条例附則第4条）
- (ツ) 任命権者は、定年に達している者を暫定再任用短時間勤務職員として採用することができるものとする。その他は、改正条例附則第3条と同様の内容となる。（改正条例附則第5条）
- (テ) 任命権者は、市が加入する地方公共団体の組合における定年に達している者を暫定再任用短時間勤務職員として採用することができるものとする。その他は、改正条例附則第3条と同様の内容となる。（改正条例附則第6条）
- (ト) 改正条例の施行日（令和5年4月1日）前に退職した職員を暫定再任用職員として採用し、昇任・降任・転任するためには、当該職員が就こうとする職について改正前の条例で定める定年に達していることが必要であるが、施行日以後に新たに設置された職等については含まれないこととなり、その職に就くことができないこととなるため、その職については施行日前に設置されていたものとした場合における定年とする。（改正条例附則第7条）
- (ナ) 短時間勤務の職に任用することができる者を定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用短時間職員としているが、その職および年齢について(ト)と同様の経過措置を設ける。（改正条例附則第8条）
- (ニ) 施行日以後に退職した者の暫定再任用は、その職に係る定年年齢に達している者を対象としているが、定年が引き上がる日（「基準日」という。）においては、いったん定年年齢に達していた者が再び定年年齢未満になってしまうため、これらの者について基準日以後も定年に達しているものとみなすが、その職および年

齢について(ト)と同様の経過措置を設ける。(改正条例附則第9条)

(ヌ) 定年引上げ年度の前年度までに、引上げ前の定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員については、定年相当年齢が引き上げられた定年前再任用短時間勤務の職に就くことができないことを定める。(改正条例附則第10条)

(ネ) 施行日から令和6年3月31日までの間(令和5年度中)に年齢60年となる職員に対し、当該職員に対し年齢61年に達する年度(令和6年度)から適用される任用および給与に関する内容その他の必要な情報を提供し、勤務の意思の確認を行うこととする。(改正条例附則第11条)

イ 第2条関係 職員の分限に関する条例の一部改正

(ア) 降任の効果について、現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなる降格となる場合があることを明確にする。(第1条の4, 第7条)

(イ) 当分の間、降給の種類に一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による給料月額の7割措置による降給を加える。(附則第4項)

(ウ) 職員の意に反する降任、免職、休職および降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならないが、一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による給料月額の7割措置による降給の場合は、適用しないこととする。(附則第5項)

ウ 第3条関係 職員の懲戒に関する条例の一部改正

(ア) 減給処分は減給処分発令時の給料月額の10分の1以下を減ずることとしているが、定年延長により60歳に達した日後の最初の4月1日から給料月額が7割水準に減額となることに伴い、処分の適用される期間中に7割水準に減額となった場合には、その

時点から 7 割水準に減額後の給料月額の 10 分の 1 に相当する額を減ずるものとする。（第 3 条）

エ 第 4 条関係 公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例の一部改正

(ア) 任命権者は、公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定める職員を除き、職員を派遣することができることとしており、これまで改正前のフルタイム勤務の再任用職員については派遣の対象としていたが、再任用職員制度の廃止に伴い、規定を削る。（第 2 条）

(イ) 定年の段階的引上げ期間中の経過措置として置かれるフルタイムの暫定再任用職員については、改正前のフルタイム勤務の再任用職員と同様に派遣の対象とする。（改正条例附則第 12 条）

オ 第 5 条関係 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

(ア) 再任用短時間勤務制度を継承する定年前再任用短時間勤務制に係る職員の勤務時間に関する規定を整備するもので、条例中の「再任用短時間勤務職員」の規定を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。（第 2 条，第 8 条）

(イ) 定年の段階的引上げ期間中の経過措置として置かれる暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例の規定を適用する。（改正条例附則第 13 条）

カ 第 6 条関係 職員の休日および休暇に関する条例の一部改正

(ア) 再任用短時間勤務制度を継承する定年前再任用短時間勤務制に係る職員の年次休暇ならびに休日および休暇に関する規定を整備するもので、条例中の「再任用短時間勤務職員」の規定を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。（第 5 条，第 8 条）

(イ) 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例の規定を適用する。（改正条例附則第 14

条)

キ 第7条関係 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(ア) 地方公務員法の一部改正による「短時間勤務の職」の引用条項の規定を整備する。なお、改正前の条例では再任用短時間勤務職員は部分休業をすることができ、改正後の条例では定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員が部分休業をすることができる。(第17条の2, 第18条)

ク 第8条関係 函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

(ア) 地方公務員法の一部改正による「短時間勤務の職」の引用条項の規定を整備する。なお、任命権者が市長に報告しなければならない人事行政の運営の状況について、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員はその報告に係る対象となる。(第3条)

ケ 第9条関係 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員の給料決定について定め、再任用職員に係る規定を削る。定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。(第3条の2)

(イ) 所要の既定の整備を行う。(第4条)

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当について定め、再任用職員短時間勤務職員に係る規定を削るほか、規定の整備を行う。(第13条)

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員に係る時間外勤務手当について定め、再任用短時間勤務職員に係る規定を削るほか、規定の整備を

行う。（第 16 条）

(オ) 定年前再任用短時間勤務職員に係る第 16 条（時間外勤務手当）、第 18 条（夜間勤務手当）および第 19 条（休日勤務手当）の算定に用いる勤務 1 時間当たりの給与額の算出について定め、再任用短時間勤務職員に係る規定を削る。（第 20 条）

(カ) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額に乗じる期末手当の率について定め、再任用職員に係る規定を削る。（第 22 条）

(キ) 定年前再任用短時間勤務職員全体の勤勉手当の総額の上限を決定する勤勉手当の率について定め、再任用職員に係る規定を削る。（第 22 条の 4）

(ク) 定年前再任用短時間勤務職員については、第 3 条の 2 第 2 項（新たに給料表の適用を受ける職員となった号給の決定）、同条第 3 項（職務の級から他の職務の級に移った場合などにおける号給の決定）、第 4 条（昇給の基準）、第 11 条・第 12 条（扶養手当）、第 12 条の 2（住居手当）、第 12 条の 4（医師職の地域手当）、第 12 条の 5（初任給調整手当）、第 13 条の 3（単身赴任手当）および第 23 条（寒冷地手当）の規定は、適用しない。（第 25 条の 2）

(ケ) 当分の間の措置として、職員の給料月額を、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする。（附則第 20 項）

(コ) 附則第 20 項の給料月額の 7 割措置は、次に掲げる職員については、適用しない。

a 臨時的任用職員、一般職の任期付職員および会計年度任用職員等の非常勤職員

b 函館市職員の定年等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する職員（保健福祉部に勤務する医師または歯科医師）

c 定年に達した職員であって勤務延長により勤務している職員（附則第 21 項）

- (サ) 役職定年により降任をされた職員であって、降任をされた日（「異動日」という。）に附則第 20 項の規定により当該職員の受ける給料月額（「特定日給料月額」という。）が、異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額（「基礎給料月額」という。）に 100 分の 70 を乗じて得た額に達しない職員には、当分の間、特定日以後、附則第 20 項の規定により受ける給料月額のほかに、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。（附則第 22 項）
- (シ) 附則第 22 項による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高号給を超える場合は、最高号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。（附則第 23 項）
- (ス) 附則第 20 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して附則第 22 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、附則第 22 項または第 23 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。（附則第 24 項）
- (セ) 附則第 20 項の規定の適用を受ける職員（附則第 22 項または第 24 項の規定による給料を支給される職員を除く。）であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、附則第 22 項から第 24 項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。（附則第 25 項）
- (ソ) 当分の間の給与の 7 割措置等の施行に関し必要な事項を市長に委任する。（附則第 26 項）
- (タ) 給料表中の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換え、給料表中の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定め、当該額を基準として給料を計算する。（別表 1，別表 2）
- (チ) 勤務延長された職員および暫定再任用職員の給与に関する経過

措置を定める。

- a 本条例附則第20項から第26項までの規定は、改正前の函館市職員の定年等に関する条例の規定により勤務延長された職員であって、改正後の函館市職員の定年等に関する条例の規定により勤務延長された職員には適用しない。
- b 暫定再任用職員（フルタイム勤務）の給料月額は、別表1または別表2の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額とする。
- c 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- d 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第13条第2項（通勤手当）、第16条第2項（時間外勤務手当）および第20条第2項（勤務1時間当たりの給与額の算出）の規定を適用する。
- e 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第22条第3項（期末手当）の規定を適用する。
- f 暫定再任用職員が存置されている間の勤勉手当の総額の上限は、定年前再任用短時間勤務職員との合計額とする。
- g 暫定再任用職員については、第3条の2第2項（新たに給料表の適用を受ける職員となった号給の決定）、同条第3項（職務の級から他の職務の級に移った場合などにおける号給の決定）、第4条（昇給の基準）、第11条・第12条（扶養手当）、第12条の2（住居手当）、第12条の4（医師職の地域手当）、第12条の5（初任給調整手当）、第13条の3（単身赴任手当）および第23条（寒冷地手当）の規定は、適用しない。

（改正条例附則第15条）

コ 第 10 条関係 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する
条例の一部改正

- (ア) 地方公務員法の一部改正による「短時間勤務の職」の引用条項
の規定の整備を行う。(第 2 条)
- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、第 5 条(扶養手当)、
第 6 条(住居手当)、第 6 条の 2 第 2 号(医師または歯科医師で
ある職員の地域手当)、第 6 条の 3(初任給調整手当)、第 7 条
の 2(単身赴任手当)、第 9 条(寒冷地手当)および第 15 条(退
職手当)の規定は、適用しない。(第 24 条)
- (ウ) 暫定再任用職員については、(イ)と同様とする。(改正条例附
則第 16 条)

サ 第 11 条関係 函館市職員退職手当条例の一部改正

- (ア) 地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備を行う。(第 2 条、
第 4 条、第 5 条)
- (イ) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の規定
について、定年引上げ後においても、現行と同様に 45 歳以上を
対象とする。(第 5 条の 3)
- (ウ) 所要の規定の整備を行う。(第 7 条の 4、第 16 条)
- (エ) 定年前に退職する意思を有する職員の募集等のうち、年齢別構
成の適正化を図ることを目的とする早期応募認定退職の対象者
について、定年引上げ後においても、現行と同様に 45 歳以上を対
象とする。(第 11 条の 2)
- (オ) 定年前再任用短時間勤務職員について、退職後禁錮以上の刑に
処せられた場合等の退職手当の支給制限等に係る規定を整備する
もので、条例中の「再任用職員」の規定を「定年前再任用短時間
勤務職員」に改める。(第 17 条、第 18 条、第 20 条)
- (カ) 調整率を乗じる退職手当の基本額の計算について、附則第 17
項から附則第 25 項までの規定を適用させる。(附則第 2 項)
- (キ) 自己都合退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年を超え 43 年

未満である者に対する退職手当の基本額の計算について、附則第 20 項の規定を適用させる。（附則第 3 項）

(ク) 定年延長後に 25 年以上の期間勤続した者であって 60 歳に達した日以後に退職し、その勤続期間が 35 年を超える者に対する退職手当の基本額の計算について、勤続期間を 35 年として計算する。（附則第 4 項）

(ケ) 当分の間、60 歳に達した日以後に退職した者については、定年退職として、退職手当の基本額を計算する。（附則第 17 項、附則第 18 項）

(コ) (ケ) の規定は、保健福祉部において医療業務に従事する医師および歯科医師には適用しない。（附則第 19 項）

(サ) 一般職の職員の給与に関する条例附則第 20 項の給料月額 7 割措置については、ピーク時特例（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）を適用する。（附則第 20 項）

(シ) 「25 年以上勤続し、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とする応募認定により退職したもの」等に対する早期退職に係る退職手当の基本額の割増しについて、定年延長前の対象期間と同様の対象期間を設定するため、「定年」の規定を「定年延長前の定年年齢」と読み替える。また、定年 1 年前以内の退職については、特例措置の割合が 100 分の 2 に低くなるところ、60 歳（医師等は 65 歳）1 年前以内の退職については、特例措置の割合を 100 分の 3 に維持する。（附則第 21 項、第 22 項）

(ス) (シ) の対象者および(セ) a ～ b の者に対する早期退職に係る退職手当基本額の特例については、退職した日の年齢が 45 歳（医師等は 50 歳）以上の者を対象とする。（附則第 23 項）

(セ) 次の者に対する早期退職に係る退職手当基本額の割増しについて、60 歳（医師等は 65 歳）に達する前に退職した場合は合計 100 分の 3 とし、60 歳（医師等は 65 歳）に達した日以後に退職した場合は合計 100 分の 2 とする。

- a 地方公務員法第28条第1項第4号（職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合）に該当し分限免職された者
 - b 公務上の傷病または死亡により退職した者（附則第24項，第25項）
- (7) 暫定再任用職員については，改正前の再任用職員と同様に本条例が適用される職員から除く。（改正条例附則第17条）

シ 第12条関係 函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正

- (ア) 再任用短時間勤務制度を継承する定年前再任用短時間勤務に係る職員の内国旅行の旅費に関する規定を整備するもので，条例中の「再任用短時間勤務職員」の規定を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。（別表第1）
- (イ) 暫定再任用短時間勤務職員については，定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例の規定を適用する。（改正条例附則第18条）

ス 第13条関係 函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

- (ア) 減給処分は減給処分発令時の給料月額の10分の1以下を減ずることとしているが，定年延長により60歳に達した日後の最初の4月1日から給料月額が7割水準に減額となることに伴い，処分の適用される期間中に7割水準に減額となった場合には，その時点から7割水準に減額後の給料月額の10分の1に相当する額を減ずるものとする。（第3条）

セ 第14条関係 函館市職員の再任用に関する条例の廃止

- (ア) 地方公務員法の一部を改正する法律により再任用制度が廃止されることに伴い，本条例を廃止する。

(3) 条例の施行期日

令和 5 年 4 月 1 日（改正条例附則第 1 1 条の規定は，公布の日）

函館市職員の定年等に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
(新設)	目次
	第1章 総則(第1条)
	第2章 定年制度(第2条～第5条)
	第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条～第8条)
	第4章 定年前再任用短時間勤務制(第9条・第10条)
	第5章 雑則(第11条)
	附則
(新設)	第1章 総則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項までおよび第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項および第2項、第22条の5第1項、第28条の2第1項、第2項および第4項、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(新設)	第2章 定年制度
(定年による退職)	(定年による退職)
第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。	第2条 (略)
(定年)	(定年)
第3条 職員の定年は、年齢60年とする。 <u>ただし、保健福祉部、子ども未来部および病院局において医療業務に従事する医師および歯科医師の定年は、年齢65年とする。</u>	第3条 職員の定年は、年齢65年とする。
(新設)	2 前項の規定にかかわらず、保健福祉部において医療業務に従事する医師および歯科医師の定年は、年齢70年とする。
(定年による退職の特例)	(定年による退職の特例)
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u>	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次に掲げる事由がある</u> と認めるときは、 <u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>

(1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合または前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限または第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

(新設)

(新設)

(1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合または前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限または第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)第21条第1

	<u>項，函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和52年函館市条例第1号）第4条または函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和39年函館市条例第17号）第2条第1項もしくは第2項の規定により管理職手当を支給される職員の職（保健福祉部および病院局において医療業務に従事する医師および歯科医師が占める職を除く。第8条第2号および第3号において「管理監督職」という。）とする。</u>
(新設)	<u>（管理監督職勤務上限年齢）</u> <u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は，年齢60年とする。</u>
(新設)	<u>（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）</u> <u>第8条 任命権者は，法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任（第3号において「他の職への降任」という。）を行うに当たっては，法第13条，第15条，第23条の3，第27条第1項および第56条に定めるもののほか，次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>(1) 当該職員の人事評価の結果または勤務の状況および職務経験等に基づき，降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力および当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に，降任をすること。</u> <u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で，管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に，降任をすること。</u> <u>(3) 当該職員の他の職への降任をする際に，当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任もする場合には，第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き，上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に，降任をすること。</u>
(新設)	<u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u>

	<u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u>
(新設)	<u>第9条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条および次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u>
(新設)	<u>第10条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方公共団体の組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u> <u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u>
(新設)	<u>第5章 雑則</u>
(新設)	<u>第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
附 則	附 則
1～3 (略)	1～3 (略)
(新設)	<u>(定年に関する経過措置)</u> <u>4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(新設) 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年函館市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条第1項の規定を適用する職員については、前項の規定は、適用しない。

(新設) 6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員（病院局において医療業務に従事する医師および歯科医師を除く。）に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(新設) 7 （情報の提供および勤務の意思の確認）
 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条第2項に規定する職員および令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供および勤務の意思

の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

職員の分限に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

現 行	改 正 案
(降格の事由) 第1条の4 任命権者は、職員が<u>降任された場合</u>のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当する場合において</u>、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。 (1)・(2) (略) (降任、免職、休職および降給の基準および手続) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 職員の意に反する降任、免職、休職および降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 (条件付採用期間中の職員の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 任命権者は、第1項の職員が<u>降任された場合</u>のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当する場合において</u>、必要があると認めるときは、いつでも当該職員を降格することができる。 (1)・(2) (略) 4 (略) 附 則 1～3 (略) (新設) (新設)	(降格の事由) 第1条の4 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合</u>のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当し</u>、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。 (1)・(2) (略) (降任、免職、休職および降給の基準および手続) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 (略) (条件付採用期間中の職員の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 任命権者は、第1項の職員が<u>降任により、現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合</u>のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当し</u>、必要があると認める場合は、いつでも当該職員を降格することができる。 (1)・(2) (略) 4 (略) 附 則 1～3 (略) 4 <u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の3の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「ならびに一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）附則第20項の規定による降給とする」とする。</u> 5 第2条第5項の規定は、一般職の職員の給与

	<u>に関する条例附則第20項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</u>
--	--

職員の懲戒に関する条例 新旧対照表【第3条関係】

現 行	改 正 案
(減給の効果) 第3条 減給は、<u>6月以内の範囲で給料</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(給料に相当する報酬に限る。))の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、<u>1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(給料に相当する報酬に限る。))の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>

公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例 新旧対照表【第4条関係】

現 行	改 正 案
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。)</u> (2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) 3 (略) (退職派遣者としない職員) 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 (略) (1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員 (2) (略) (3) 地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) 3 (略) (退職派遣者としない職員) 第11条 (略)

職員の勤務時間に関する条例 新旧対照表【第5条関係】

現 行	改 正 案
(勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分を下らず、40時間を超えない範囲内において、規則で定める。 2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3 任命権者は、職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務条件の特殊性その他の事由により、第1項に規定する勤務時間により難いと認める場合には、市長の承認を得て、同項に規定する時間の範囲内において、規則で定められた勤務時間を変更することができる。 4 職務の性質により第1項または第2項に規定する勤務時間の最高限を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が市長の承認を得て定める。 5 日曜日および土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができる。 6 第1項から第4項までの規定による勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 7・8 (略) (非常勤職員の勤務時間) 第8条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。	(勤務時間) 第2条 (略) 2 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3 任命権者は、職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務条件の特殊性その他の事由により、第1項に規定する勤務時間により難いと認める場合には、市長の承認を得て、同項に規定する時間の範囲内において、規則で定められた勤務時間を変更することができる。 4 (略) 5 日曜日および土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができる。 6 第1項から第4項までの規定による勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 7・8 (略) (非常勤職員の勤務時間) 第8条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

職員の休日および休暇に関する条例 新旧対照表【第6条関係】

現 行	改 正 案
(年次休暇) 第5条 年次休暇は、1年度について、4月1日に在職する職員に対しては20日（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（第3項および第8条において「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）を、4月2日以後新たに採用された職員に対しては規則で定める日数を与えるものとする。 2 年次休暇は、職員が請求したときに与える。ただし、公務に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。 3 年次休暇は、1日、半日または1時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、1日または1時間）を単位として与えるものとする。 (非常勤職員の休日および休暇) 第8条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の休日および休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。	(年次休暇) 第5条 年次休暇は、1年度について、4月1日に在職する職員に対しては20日（<u>地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（第3項および第8条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）を、4月2日以後新たに採用された職員に対しては規則で定める日数を与えるものとする。</u> 2 (略) 3 年次休暇は、1日、半日または1時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、1日または1時間）を単位として与えるものとする。 (非常勤職員の休日および休暇) 第8条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の休日および休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表【第7条関係】

現 行	改 正 案
(部分休業をすることができない職員) 第17条の2 法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第1項において「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。</u>）とする。 (部分休業の承認) 第18条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)	(部分休業をすることができない職員) 第17条の2 法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第1項において「短時間勤務職員」という。）を除く。</u>）とする。 (部分休業の承認) 第18条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)

函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表【第8条関係】

現 行	改 正 案
(報告事項) 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略)	(報告事項) 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略)

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表【第9条関係】

現 行	改 正 案
(給料決定の基準) 第3条の2 職員の職務の級は、市長が別に定める基準に従い決定する。 2・3 (略) <u>4 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、行政職給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額とする。</u> <u>5 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> (昇給の基準) 第4条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 2 (略) 3 55歳（医師職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好または特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、	(給料決定の基準) 第3条の2 (略) 2・3 (略) <u>4 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前三任用短時間勤務職員に適用される行政職給料表または技能労務職給料表の定年前三任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前三任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> (削る) (昇給の基準) 第4条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 2 (略) 3 55歳（医師職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好または特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は

勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 (略)

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で市長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を利用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用す

は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 (略)

(通勤手当)

第13条 (略)

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃または料金（第3号および次項第1号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 (略)

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号および第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて

るものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス （略）

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額または前号に定める額

3～6 （略）

（時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項および第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) （略）

- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時

得た額（当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前提任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス （略）

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額または前号に定める額

3～6 （略）

（時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項および第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) （略）

- 2 定年前提任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の

間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第5項、第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち市長が定めるものを除く。）の時間（以下この条において「正規の勤務時間外の時間」という。）と、勤務時間条例第2条第8項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間」という。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の

勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第5項、第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち市長が定めるものを除く。）の時間（以下この条において「正規の勤務時間外の時間」という。）と、勤務時間条例第2条第8項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間」という。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更

正規の勤務時間を超える時間にあつては100分の50から100分の25を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 (略)

- 2 第16条、第18条および第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の休日休暇条例第2条第1項本文の規定による休日（その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。）の日数に7時間45分（再任用短時間勤務職員にあつては、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた勤務時間を5で除した時間）を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

3 (略)

(期末手当)

- 第22条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第22条の3までおよび附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条および第22条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（第9条第6項の規定の適用を受ける職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第22条の4および附則第16項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に

前の正規の勤務時間を超える時間にあつては100分の50から100分の25を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 (略)

- 2 第16条、第18条および第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の休日休暇条例第2条第1項本文の規定による休日（その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。）の日数に7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた勤務時間を5で除した時間）を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

3 (略)

(期末手当)

- 第22条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第22条の3までおよび附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条および第22条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（第9条第6項の規定の適用を受ける職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第22条の4第2項第1号および附則第16項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前

については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第22条の4 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までおよび附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものと

項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第22条の4 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までおよび附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員についても、同様とする。

2 (略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第22条の4第1項に規定する市長が定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み

する。

(再任用職員についての適用除外)

第25条の2 第11条から第12条の2まで、第13条の3および第23条の規定は、再任用職員には、適用しない。

附 則

1～19 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

替えるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第25条の2 第3条の2第2項および第3項、第4条、第11条から第12条の2まで、第12条の4、第12条の5、第13条の3ならびに第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

1～19 (略)

20 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第22項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第2項および第3項ならびに第4条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 函館市職員の定年等に関する条例(昭和59年函館市条例第4号)第3条第2項に規定する職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

22 地方公務員法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項および附則第24項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日

給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(新設)

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(新設)

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(新設)

25 附則第22項または前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(新設)

26 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表 1 行政職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	(略)
再任用 職員以 外の職 員	(略)	
再任用 職員	給料月額 (円)	<u>215,200</u>
備考 (略)		

別表 2 技能労務職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	(略)
再任用 職員以 外の職 員	(略)	
再任用 職員	給料月額 (円)	<u>215,200</u>
備考 (略)		

別表 1 行政職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	(略)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額(円)	<u>215,200</u>
備考 (略)		

別表 2 技能労務職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	(略)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額(円)	<u>215,200</u>
備考 (略)		

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例 新旧対照表【第10条関係】

現 行	改 正 案
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22 条の2第1項に規定する会計年度任用職員 （第15条第1項および第22条において「会 計年度任用職員」という。）および同法第 <u>28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職 を占めるもの（以下これらを「職員」とい う。）の給与の種類は、給料および手当と する。 2 (略) <u>(再任用職員等についての適用除外)</u> 第24条 第5条、第6条、第6条の2（第2 号に限る。）、第6条の3、第7条の2、 第9条および第15条の規定は、地方公務員 法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項も しくは第28条の6第1項もしくは第2項</u>ま たは地方公務員の育児休業等に関する法律 第18条第1項の規定により採用された職員 には、適用しない。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22 条の2第1項に規定する会計年度任用職員 （第15条第1項および第22条において「会 計年度任用職員」という。）および同法第 <u>22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職 を占めるもの（以下これらを「職員」とい う。）の給与の種類は、給料および手当と する。 2 (略) <u>(定年前再任用短時間勤務職員等について の適用除外)</u> 第24条 第5条、第6条、第6条の2（第2 号に限る。）、第6条の3、第7条の2、 第9条および第15条の規定は、地方公務員 法第22条の4第1項もしくは第22条の5第 <u>1項</u>または地方公務員の育児休業等に関す る法律第18条第1項の規定により採用され た職員には、適用しない。

函館市職員退職手当条例 新旧対照表【第11条関係】

現 行	改 正 案
(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）の適用を受ける職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>）のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づき任命権者が定めるところにより、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中10年を超え25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷または病気（以下「傷病」という。）による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 (10年を超え25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 10年を超え25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。） (2)～(4) (略) 2・3 (略)	(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）の適用を受ける職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づき任命権者が定めるところにより、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中10年を超え25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷または病気（以下「傷病」という。）による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 (10年を超え25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 (略) (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。） (2)～(4) (略) 2・3 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2)～(7) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号および第5条第1項（第1号および第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項および第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 (略)

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2)～(7) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号および第5条第1項（第1号および第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

		年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額			
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額	(略)	(略)	(略)
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相	(略)	(略)	(略)

		当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条および第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社もしくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下これらを「地方公社」という。))または国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社またはその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社またはその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社またはその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする)と定めているものに限る。以下「休職指

(略)	(略)	(略)

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条および第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社もしくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下これらを「地方公社」という。))または国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社またはその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社またはその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社またはその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする)と定めているものに限る。以下「休職指

定法人」という。)の業務に従事させるための休職および職員の分限に関する条例(昭和27年函館市条例第5号)第1条の2の規定による休職を除く。), 地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し, その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には, 当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第11条の2 任命権者は, 定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて, 次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし, 定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) (略)

2～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは, 当該退職に係る退職手当管理機関は, 当該退職をした者に対し, 当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り, 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において, その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は, 次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には, 速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし, 第3号に該当する場合において,

定法人」という。)の業務に従事させるための休職および職員の分限に関する条例(昭和27年函館市条例第5号)第1条の2の規定による休職を除く。), 地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。)を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項および第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し, その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には, 当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第11条の2 (略)

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし, 定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) (略)

2～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第16条 (略)

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り, 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において, その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 (略)

当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎
在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に
逮捕されているときその他これを取り消すこ
とが支払差止処分の目的に明らかに反すると
認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当
該支払差止処分の理由となつた起訴または
行為に係る刑事事件につき、判決が確定した
場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および
無罪の判決が確定した場合を除く。）または
公訴を提起しない処分があつた場合であつ
て、次条第1項の規定による処分を受けるこ
となく、当該判決が確定した日または当該公
訴を提起しない処分があつた日から6月を
経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の
退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係
る一般の退職手当等の額が支払われていない
場合において、次の各号のいずれかに該当する
ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、
当該退職をした者（第1号または第2号に該当
する場合において、当該退職をした者が死亡し
たときは、当該一般の退職手当等の額の支払を
受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1
項に規定する事情および同項各号に規定する
退職をした場合の一般の退職手当等の額との
権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部
または一部を支給しないこととする処分を行
うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等
の額の算定の基礎となる職員としての引き
続いた在職期間中の行為に関し地方公務員
法第29条第3項の規定による懲戒免職処分
（以下「再任用職員に対する免職処分」とい
う。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした
者（再任用職員に対する免職処分の対象とな
る者を除く。）について、当該退職後に当該
一般の退職手当等の額の算定の基礎となる
職員としての引き続いた在職期間中に懲戒
免職等処分を受けるべき行為をしたと認め
たとき。

2～6 (略)

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当
該支払差止処分の理由となつた起訴または
行為に係る刑事事件につき、判決が確定した
場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および
無罪の判決が確定した場合を除く。）または
公訴を提起しない処分があつた場合であつ
て、次条第1項の規定による処分を受けるこ
となく、当該判決が確定した日または当該公
訴を提起しない処分があつた日から6月を
経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の
退職手当の支給制限）

第17条 (略)

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等
の額の算定の基礎となる職員としての引き
続いた在職期間中の行為に関し地方公務員
法第29条第3項の規定による懲戒免職処分
（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対す
る免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした
者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免
職処分の対象となる者を除く。）について、
当該退職後に当該一般の退職手当等の額の
算定の基礎となる職員としての引き続いた
在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき
行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第20条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条および第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受け

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第20条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条および第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免

るべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項または前条第3項において準用する函館市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）

職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項または前条第3項において準用する函館市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部

の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに附則第2項」とする。

または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第3条から第5条の3までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第3条から第5条の3までおよび附則第17項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項各号列記以外の部分中「前条」とあるのは、「前条ならびに附則第2項」とする。

3 施行日以後に第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え43年未満である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項または第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4 施行日以後に第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

5～16 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 施行日以後に第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え43年未満である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項または第5条の2および附則第20項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4 施行日以後に第5条または附則第18項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

5～16 (略)

17 当分の間、第4条第1項の規定は、10年を超え25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「または第5条」とあるのは、「第5条または附則第17項」とする。

18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「または第5条」とあるのは、「第5条または附則第18項」とする。

19 前2項の規定は、函館市職員の定年等に関する条例（昭和59年函館市条例第4号）第3条第2項に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

20 一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

21 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる

者に対する第5条の3および第7条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第19項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項および第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第19項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

(新設)

22 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者に対する第5条の3および第7条の3の規定の適用については、第5条の3中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項および第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

(新設)

23 当分の間、第4条第1項第4号および第5条第1項（第1号および第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3および第11条の2の規定の適用については、第5条の3および第11条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、および第11条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19項に規定する職員以外の者	60歳
附則第19項に規定する職員	65歳

(新設)

24 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて前項の表の左欄に掲げる

	者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3および第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項および第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
(新設)	25 <u>当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて附則第23項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項および第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u>
<u>(司法修習を終えて再び職員となつた場合の退職手当の計算の特例)</u>	<u>(司法修習を終えて再び職員となつた場合の退職手当の計算の特例)</u>
17・18 (略)	26・27 (略)
(函館市職員の育児休業に関する条例の一部改正)	(函館市職員の育児休業に関する条例の一部改正)
19 (略)	28 (略)

函館市職員等の旅費に関する条例 新旧対照表【第12条関係】

現 行						改 正 案					
別表第1 内国旅行の旅費（第2条，第18条～第22条関係）						別表第1 内国旅行の旅費（第2条，第18条～第22条関係）					
等級	適用職員	日当 （1 日に つき）	宿泊料 （1夜 につ き） （略）	食卓 料 （1 夜に つき）	移転料 （略）	等級	適用職員	日当 （1 日に つき）	宿泊料 （1夜 につ き） （略）	食卓 料 （1 夜に つき）	移転料 （略）
1等 級	市長および議会の議長	（略）				1等 級	（略）	（略）			
2等 級	副市長，教育委員会の教育長，公営企業管理者，監査委員，議会の議員，教育委員会の委員，選挙管理委員会の委員，公平委員会の委員，農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員	（略）				2等 級	（略）	（略）			
3等 級	8級以下の職務にある者，臨時的任用の職員， <u>再任用職員</u> ，会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。），固定資産評価審査委員会の委員，附属機関の委員その他の構成員，専門委員，スポーツ推進委員，消防団員ならびに選挙長，投票管理者，開票管理者，投票立会人，開票立会人および選挙立会人	（略）				3等 級	8級以下の職務にある者，臨時的任用の職員， <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> ，会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。），固定資産評価審査委員会の委員，附属機関の委員その他の構成員，専門委員，スポーツ推進委員，消防団員ならびに選挙長，投票管理者，開票管理者，投票立会人，開票立会人および選挙立会人	（略）			
備考 （略）						備考 （略）					

**函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
新旧対照表【第 1 3 条関係】**

現 行	改 正 案
(減給の効果) 第 3 条 減給は 1 日以上 6 月以下、給料（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当する教職員については、報酬（給料に相当する報酬に限る。））の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第 3 条 減給は、<u>1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料</u>（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当する教職員については、報酬（給料に相当する報酬に限る。））の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>

2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和することとし、および地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備等をするため

(2) 条例改正の内容

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、原則 2 回まで育児休業を取得することができるようになったことから、あらかじめ育児休業を 2 回取得する計画を申出る育児休業等計画書を廃止する。（第 3 条，第 12 条第 6 号）

イ 男性非常勤職員の子の出生後 57 日間以内の育児休業の取得要件について、養育する子の 1 歳 6 か月到達日までとしていた任期の見込み期間を子の出生の日から 57 日間と 6 か月を経過する日までに短縮する。（第 2 条第 3 号）

ウ 非常勤職員の子の 1 歳以降の育児休業について、養育する子の 1 歳（または 1 歳 6 か月）到達日の翌日に限っていた育児休業の開始日を配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日範囲を拡大することにより、夫婦交替等での育児休業開始日の柔軟な設定ができることとする。（第 2 条の 3 第 3 号ア，第 2 条の 4 第 1 号）

エ 非常勤職員の育児休業の対象期間を子の 1 歳以上とすることができるよう要件に「特別の事情（※）」を加える。（第 2 条の 3 第 3 号，第 2 条の 4）

※ 「特別の事情」として、育児休業中に次子の産前休暇により育児休業が失効した後、その次子が死亡した場合や、育児休業中の休職や停職により育児休業が失効した後、休職等の期間が

満了した場合などを規則で定める。

(3) 条例の施行期日

令和4年10月1日

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) (略) イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号および同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日</u>、第2条の4の規定に該当する場合にあっては<u>当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) (略) イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の</u>

ウ その任期の末日を育児休業の期間の
末日とする育児休業をしている非常勤
職員であって、当該育児休業に係る子
について、当該任期が更新され、また
は当該任期の満了後に特定職に引き続
き採用されることに伴い、当該任期の
末日の翌日または当該引き続き採用さ
れる日を育児休業の期間の初日とする
育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める
日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが
事実上婚姻関係と同様の事情にある者を
含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の
養育する子の1歳到達日以前のいずれか
の日において当該子を養育するために法
その他の法律の規定による育児休業（以
下この条および次条において「地方等育
児休業」という。）をしている場合にお
いて当該非常勤職員が当該子について育
児休業をしようとする場合（当該育児休
業の期間の初日とされた日が当該子の1
歳到達日の翌日後である場合または当該
地方等育児休業の期間の初日前である場
合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達
する日（当該日が当該育児休業の期間の
初日とされた日から起算して育児休業等
可能日数（当該子の出生の日から当該子
の1歳到達日までの日数をいう。）から
育児休業等取得日数（当該子の出生の日
以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和
22年法律第49号）第65条第1項および第
2項の規定により勤務しなかった日数と
当該子について育児休業をした日数を合
算した日数をいう。）を差し引いた日数
を経過する日より後の日であるときは、
当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子
を養育するため、非常勤職員が当該子の
1歳到達日（当該子を養育する非常勤職
員が前号に掲げる場合に該当してする育
児休業または当該非常勤職員の配偶者が
同号に掲げる場合もしくはこれに相当す
る場合に該当してする地方等育児休業の

初日とする育児休業をしようとする
もの

(削る)

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが
事実上婚姻関係と同様の事情にある者を
含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の
養育する子の1歳到達日以前のいずれか
の日において当該子を養育するために法
その他の法律の規定による育児休業（以
下この条および次条において「地方等育
児休業」という。）をしている場合にお
いて、当該非常勤職員が、当該子につい
て育児休業をしようとする場合（当該育
児休業の期間の初日とされた日が当該子
の1歳到達日の翌日後である場合または
当該地方等育児休業の期間の初日前であ
る場合を除く。） 当該子が1歳2箇月
に達する日（当該日が当該育児休業の期
間の初日とされた日から起算して育児休
業等可能日数（当該子の出生の日から当
該子の1歳到達日までの日数をいう。）
から育児休業等取得日数（当該子の出生
の日以後当該非常勤職員が労働基準法
（昭和22年法律第49号）第65条第1項お
よび第2項の規定により勤務しなかった
日数と当該子について育児休業をした日
数を合算した日数をいう。）を差し引い
た日数を経過する日より後の日である
ときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子
を養育する非常勤職員が、次に掲げる場
合のいずれにも該当する場合（当該子に
ついてこの号に掲げる場合に該当して育
児休業をしている場合であって第3条第
7号に掲げる事情に該当するときはイお
よびウに掲げる場合に該当する場合、規

期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日
(新設)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について

則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）
当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について

て育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
(新設)

(法第2条第1項の条例で定める場合)
第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(新設)

(1)・(2) (略)

(新設)

(法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

て育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)
第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(削る)

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)・(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(新設)

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第12条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

第3条 (略)

(1)～(4) (略)

(削る)

(5)・(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

（法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第12条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

3 函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

雇用保険法および職業安定法の一部改正に伴い，失業者の退職手当に係る規定を整備するため

(2) 条例改正の内容

ア 定年退職をした者が事業を開始した場合に，当該事業の実施期間を失業者の退職手当の受給期間に算入しない特例を設ける。(第 13 条第 4 項)

イ 職業安定法の一部改正に伴う条項ずれの修正を行う。(第 13 条第 11 項)

(3) 条例の施行期日

公布の日

ただし，第 13 条第 11 項の改正規定は，令和 4 年 10 月 1 日

函館市職員退職手当条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(失業者の退職手当) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 第1項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。 5～10 (略) 11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) (略) (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第	(失業者の退職手当) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 第1項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない。 5～10 (略) 11 (略) (1)～(4) (略) (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第

8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

附 則

16 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

とする。

9項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

附 則

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ (略)

ウ (略)

とする。

函館市職員退職手当条例 附則第２項による改正 新旧対照表
（函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成29年函館市条例第44号）の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則 （経過措置） 2 <u>改正後の函館市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第13条第５項（第２号に係る部分に限り、新条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した函館市職員退職手当条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって函館市職員退職手当条例第13条第１項第２号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当または同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第３項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年４月１日以後であるものについて適用する。</u> 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第４条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第４条第８項に規定する特定地方公共団体または改正後職業安定法第18条の２に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する<u>新条例第13条第６項（第５号に係る部分に限る。）</u>の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。	附 則 （経過措置） 2 函館市職員退職手当条例第13条第10項（第２号に係る部分に限り、<u>同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定は、退職職員（<u>退職した同条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）</u>であって<u>同条例第13条第１項第２号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当または同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第３項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年４月１日以後であるものについて適用する。</u> 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第４条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第４条第８項に規定する特定地方公共団体または改正後職業安定法第18条の２に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する<u>函館市職員退職手当条例第13条第11項（第５号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）</u>の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。